相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区大塚三丁目三四番、最後の住所東京都文京区大塚五丁目一八番五―四〇一号　被相続人　亡　勝浦スミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区東天満一丁目四三番地、最後の住所東京都東村山市富士見町二丁目一番地三　万寿園　被相続人　亡　民野　元子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

東京都立川市柴崎町二丁目三番一〇号小沢ビル三階真喜法律事務所　相続財産管理人　弁護士　部谷真起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市下武石一五八八番地一、最後の住所東京都東村山市久米川町一丁目四八番地六一レーベンハイム久米川五〇二　被相続人　亡　黒木百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

事務所東京都府中市宮西町二―一三―三三輪ビル三〇二櫻井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都青梅市成木五丁目一一四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木﨑　昭治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

事務所東京都立川市曙町一―二五―一二オリンピック曙町ビル九階田村・佐藤法律事務所　相続財産管理人弁護士　田村　充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県中郡大磯町生沢一〇六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　二宮　治行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

神奈川県平塚市代官町九番二六号エム・宮代会館二階　平塚法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石田　彩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡明和町南大島三八〇番地一、最後の住所横浜市中区寿町三丁目一〇番地五かえで館五〇二号室　被相続人　亡　蓮見　憲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

川崎市麻生区万福寺一丁目八番一号　横山ビル二〇二　相続財産管理人　司法書士　野俣　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県岩船郡黒川俣村大字大毎第五三七番地甲、最後の住所不明　被相続人　亡　加藤勘太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

新潟県村上市新町九番七七号海田総合法務事務所　相続財産管理人　海田　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県養老郡養老町下笠九二四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小野　丈一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

岐阜県大垣市丸の内二丁目五〇番地パサージュ大垣三〇三号室　弁護士法人岐阜合同法律事務所おおがき事務所　相続財産管理人　弁護士　大澤　愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府城陽市上津屋野上六九番地の七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　緒方　秋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

事務所京都市中京区烏丸通三条下ル　大同生命京都ビル八階　烏丸法律事務所　相続財産管理人　弁護士　八ツ元優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区十三元今里二丁目三八番地、最後の住所大阪市淀川区十八条一丁目三番四号　岩本方　被相続人　亡　山田　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

大阪市北区天神橋二―五―二五若杉グランドビル本館六階　相続財産管理人　弁護士　外山　将平

第２期決算公告

平成26年12月24日
東京都渋谷区神宮前四丁目２番12号
株式会社ＹＥＳＭＡＮ
代表取締役　大澤　剛

貸借対照表の要旨（平成26年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	31
	固定資産	一
	合計	31
負債及び純資産の部	流動負債	29
	固定負債	一
	株主資本	1
	資本金	3
	資本剰余金	一
	資本準備金	一
	利益剰余金	△1
	利益準備金	一
	その他利益剰余金	△1
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	31

第 72 期 決 算 公 告

平成 26 年 12 月 24 日　大阪市北区角田町１番１号

栗原工業株式会社

取締役社長　栗原　信英

貸借対照表の要旨（平成26年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	44,620	流動負債	21,520
固定資産	6,501	固定負債	4,650
有形固定資産	1,811	株主資本	23,982
無形固定資産	41	資本金	1,155
投資その他の資産	4,649	資本剰余金	5
繰延資産	23	利益剰余金	23,192
		自己株式	△ 370
		評価・換算差額等	992
資産合計	51,145	負債・純資産合計	51,145

損益計算書の要旨
（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	81,846
営業費用	78,342
営業利益	3,504
営業外収益	500
営業外費用	207
経常利益	3,796
特別利益	4
特別損失	361
税引前当期純利益	3,439
法人税等	1,349
法人税等調整額	75
当期純利益	2,013